

【一部開示決定】

No.	対象保有 個人情報	非開示部分及び理由
1	事故発生等 連絡票（第 1報）（高等 学校）	<p>（1）生徒名、学年、クラス 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>（2）当該生徒の性格評価 当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p>
2	事故発生等 連絡票（第 2報）（高等 学校）	<p>（1）生徒名、学年、クラス、部活、担任教諭に関する記述 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>（2）当該生徒の性格評価、【第2報】5点目 当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p>
3	事故発生等 連絡票（第 3報）（高等 学校）	<p>（1）生徒名、学年、クラス、部活、担任教諭に関する記述 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>（2）当該生徒の性格評価、【第2報】5点目 当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p>

4	〇〇高等学校生徒の人身事故について（第3報）	<p>（1）生徒名、学年、クラス、部活 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p>
5	〇〇高等学校生徒の人身事故について（第4報）	<p>（1）生徒名、学年、クラス、部活 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>（2）〇月〇日のアドバイザースタッフの対応 当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p>
6	〇〇高等学校の人身事故について（第1報）～いじめの訴え～	<p>（1）生徒名、学年、クラス、部活、他の生徒への影響 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>（2）〇月〇日のアドバイザースタッフの対応、〇〇君が自殺してからこれまでの学校の対応等 当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p>

7	<p>〇〇高等学校の人身事故について (第2報) ～いじめの訴え～</p>	<p>(1) 生徒名、学年、クラス、部活、他の生徒への影響 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>(2) 〇月〇日のアドバイザースタッフの対応、〇〇君が自殺してからこれまでの学校の対応等、母親からの要望 当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p> <p>(3) 「校長、副校長、担任、〇〇課長とで打合せ」その他 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>(4) レクでの指示 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当） 本件に関する教育庁内での対応の方向性等の検討・指示に関する情報で、公にすることにより判断等その事務の過程が明らかになるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p>
8	<p>都立〇〇高等学校生徒の自殺に関する東京都教育委員会いじめ問題対策委員会による調査計画（案）</p>	<p>2枚目の全て 教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、教育庁内部での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第5号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p>

9	〇〇高校生 徒の自殺の 件（学校と 保護者の打 合せ）	当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）
10	〇〇高校生 徒の自殺の 件（学校と 保護者の打 合せ）	<p>（1）午後〇時〇分から午後〇時〇分 話し合い① 2、3 点目② 2 点目</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>（2）「5」保護者参加割合・構成、5 つ目の〇</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p>
11	〇〇高等学 校への対応 について	<p>（1）「2（2）」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、教育庁内部での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（第 16 条第 5 号）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>（2）「2（7）」</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>（2）「2（8）」</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及</p>

		ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）
12	〇〇高等学校の自殺の件（学校と保護者の打合せ）	<p>①・「3」午後〇時〇分から午後〇時〇分 ・「5」二つ目の〇</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>②「3③」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p>
13	〇〇高校に係る対応について	<p>(1)「〇〇高校にかかる対応について 1 (3)」2、3つ目の〇</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>(2)「同 2 (3)」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、教育庁内部での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（第 16 条第 5 号）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>(3)・「同 3」</p> <p>・「〇〇高校における教育相談センター専門員と生徒との面接（12 月 15 日）等について」2 (3) 対象者、学年、クラス、氏名</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p>

		<p>(4)「同 2 (4)」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、教育庁内部での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
14	〇〇高校〇〇君の保護者に係る対応について	<p>氏名</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p>
15	〇〇高等学校保護者との電話対応等の記録	<p>【〇〇からの報告内容及び校長の意向】 2つ目の〇</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
16	〇〇高校関係対応メモ	<p>氏名</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p>
17	都立〇〇高等学校生徒の自殺に関する東京都教育委員会いじめ問題	<p>2枚目の全て</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、教育庁内部での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、</p>

	対策委員会による調査計画（案）	より、判断等事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）
18	都立〇〇高等学校生徒の自殺に関する東京都教育委員会いじめ問題対策委員会による調査について	<p>（1）「3（1）（2）」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p> <p>（2）「3 今後のスケジュール（案）」内容、「4」表</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、教育庁内部での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第5号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p>
19	都立〇〇高等学校生徒保護者との面談記録	<p>氏名</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p>
20	「東京都いじめ防止対策推進条例」第11条第4項に規定する調査の実施について	<p>（1）氏名、班</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>（2）「「東京都いじめ防止対策推進条例」第11条第4項に規定する調査の実施について」の「5」内容</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、教育庁内部での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第5号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p>

	<p>より、判断等事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>(3)・「都立〇〇高等学校 〇〇君に関する情報」の「3」の全て ・「〇〇君の母親が学校の調査内容に納得していない点」の「No 1、6、7」「学校からの説明に対する母親の見解」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>(4)「都立〇〇高等学校 〇〇君に関する情報」「4-3」右上部</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>(5)「〇〇君の母親が学校の調査内容に納得していない点」「6」及び「7」の一部</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、教育庁内部での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（第 16 条第 5 号）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため。また、当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
--	--

21	都立〇〇高等学校生徒の自殺とその後の対応について	<p>「4 今後の予定」</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、教育庁内部での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第5号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p>
22	平成〇〇年〇月〇日付〇〇〇〇高第1135号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）」	<p>(1)・「2 (5) イ」</p> <p>・「4」〇月〇日の「学校の対応」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>(2)「4」の〇月〇日「学校の対応」4つめの〇</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p>
23	いじめ防止推進法の規定による重大事態の発生について（報告）	<p>(1)・「2 (5) イ」</p> <p>・「4」〇月〇日の「学校の対応」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>(2)「4」の〇月〇日「学校の対応」4つめの〇</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p>
24	都立〇〇高等学校生徒の自殺とその後の対応について	<p>「東京都教育委員会の対応」のうち、予定の部分</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、教育庁内部での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第5号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、</p>

		より、判断等事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）
25	平成〇〇年 〇月〇日付 〇〇〇〇高 第 1499 号 「いじめ防 止対策推進 法の規定に よる重大事 態に関する 調査結果に ついて（報 告）」	<p>（1）「3（4）」「学校の対応」のうち、〇月〇日の下部、〇月〇日 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる 記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるも のであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該 当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することによ り、外部からの干渉や圧力等により、教育庁内部での自由かつ率直 な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護 に関する条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することによ り、判断等事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及 ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>（2）「4（1）⑥」二段落目</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提 となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、 適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保 護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>（3）「4（3）」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより 開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるた め（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>関係機関との連携に関する情報であり、公にすることで当該機関に おける事務事業の運営に支障を及ぼすおそれがあるものであるため （東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>（4）・「3（4）」〇月〇日の「当該生徒の保護者等」及び学校の対応、 〇月〇日の「当該生徒の保護者等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「4（4）」記者の所属・氏名 ・「4（5）」別添 3 タイトル <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより 開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるた め（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>（5）「5（1）」三段落目及び「6」三段落目</p>

		<p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
26	いじめ防止対策推進法の規定による重大事態に関する調査の実施について（依頼）	<p>(1) 「3 (4)」 「学校の対応」のうち、○月○日の下部、○月○日 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、教育庁内部での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>(2) 「4 (1) ⑥」 二段落目 当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>(3) 「4 (3)」 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>関係機関との連携に関する情報であり、公にすることで当該機関における事務事業の運営に支障を及ぼすおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>(4) ・「3 (4)」 ○月○日の「当該生徒の保護者等」及び学校の対応、○月○日の「当該生徒の保護者等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「4 (4)」 記者の所属・氏名 ・「4 (5)」 別添 3 タイトル <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p>

		<p>(5)「5 (1)」三段落目及び「6」三段落目</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p>
27	都立〇〇高等学校 臨時保護者会記録	<p>学年・クラス別参加数</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p>
28	いじめ問題対策委員会に係る都立高校臨時保護者会から遺族記者会見までの経過	<p>〔〇月〇日会見用 質疑・想定〕の内容</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、教育庁内部での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第5号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p>
29	「東京都いじめ防止対策推進条例」第11条第4項に規定する重大事態の調査について	<p>(1)・『東京都いじめ防止対策推進条例』第11条第4項に規定する重大事態の調査について」の「2」※印部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「別紙2 4」の〇月〇日「学校の対応」4つ目の〇 ・「別紙3 4 (1) ⑥」二段落目 <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p> <p>(2)・「別紙2 2 (5) イ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「別紙2 4」〇月〇日の「学校の対応」 ・「別紙3 4 (4)」記者の所属・氏名 <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>(3)「別紙3 3 (4)」の「学校の対応」のうち、〇月〇日の一部、〇月〇日</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる</p>

		<p>記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、教育庁内部での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>（4）「別紙 3 4（3）」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>関係機関との連携に関する情報であり、公にすることで当該機関における事務事業の運営に支障を及ぼすおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>（5）「別紙 3 5（1）」三段落目及び「6」三段落目</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
30	都立〇〇高等学校いじめの重大事態に係る調査の進捗状況等について（1）	<p>1（3）以降全ての記載</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公</p>

		にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 6 号に該当）
31	都立〇〇高等学校いじめの重大事態に係る調査の進捗状況等について（2）	<p>1（3）以降全ての記載</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
32	都立〇〇高等学校いじめの重大事態に係る調査の進捗状況等について（3）	<p>1（3）以降全ての記載</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 6 号に該当）</p>

33	都立〇〇高等学校いじめの重大事態に係る調査の進捗状況等について（４）	<p>1（２）以降全ての記載</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
34	都立〇〇高等学校いじめの重大事態に係る調査の進捗状況等について（５）	<p>1（２）以降全ての記載</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 6 号に該当）</p>

35	都立〇〇高等学校いじめの重大事態に係る調査の進捗状況等について（6）	<p>1（2）以降全ての記載</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第16条第5号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第16条第6号に該当）</p>
36	資料4の1 いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生及び学校における調査の経緯等について	<p>「3」※印部分</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p>
37	資料4の2 いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）	<p>（1）・「2（5）イ」</p> <p>・「4」〇月〇日の「学校の対応」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>（2）「4」の〇月〇日「学校の対応」4つめの〇</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p>

38	<p>資料 4 の 4 平成〇〇年 〇月〇日付 〇〇〇〇高 第 1499 号</p> <p>「いじめ防 止対策推進 法の規定に よる重大事 態に関する 調査結果に ついて（報 告）」</p>	<p>(1) 「3 (4)」「学校の対応」のうち、〇月〇日の下部、〇月〇日 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる 記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるも のであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該 当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示すること により、外部からの干渉や圧力等により、教育庁内部での自由かつ率直 な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護 に関する条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示すること により、判断等事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及 ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>(2) 「4 (1) ⑥」二段落目 当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提 となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、 適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保 護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>(3) 「4 (3)」 開示することにより、捜査に支障を及ぼす恐れがあるため（東京都 個人情報の保護に関する条例第 16 条第 4 号に該当）</p> <p>(4) ・「3 (4)」〇月〇日の「当該生徒の保護者等」及び学校の対応、 11 月 5 日の「当該生徒の保護者等」 ・「4 (4)」記者の所属・氏名 ・「4 (5)」別添 3 タイトル</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより 開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるた め（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>(5) 「5 (1)」三段落目及び「6」三段落目 当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提 となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、 適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保 護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
----	---	---

39	東京都教育委員会 いじめ問題対策委員会（第7回）記録	<p>タイトル、日時、出席者以外の全て</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>中立性を前提に検討すべき本委員会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、委員の発言内容が公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本委員会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第16条第5号に該当）</p> <p>委員会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また委員及び委員会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第16条第6号に該当）</p>
40	第7回 東京都教育委員会 いじめ問題対策委員会 事務局説明① 本案件の経緯	<p>タイトル、日付を除く全て</p> <p>中立性を前提に検討すべき本委員会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、委員の発言内容が公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本委員会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第16条第5号に該当）</p> <p>委員会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第16条第6号に該当）</p>
41	第7回 東京都教育委員会 いじめ問題対策委員会 事務局説明② 専門調査員候補者について	<p>タイトル、日付を除く全て</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>中立性を前提に検討すべき本委員会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、委員の発言内容が公になることにより、当たり障りのない発言や議論</p>

		<p>となり、本委員会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第16条第5号に該当）</p> <p>委員会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第16条第6号に該当）</p>
42	別添1 原因確認のための調査計画	<p>実施時期・方法等</p> <p>委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、会議内での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第5号に該当）</p> <p>委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の会議運営に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p>
43	別添7 アンケートの記載内容についての聞き取り内容	<p>シリアル、学年、組・番号、氏名、回答内容</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、会議内での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第5号に該当）</p> <p>委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の会議運営に支障を及ぼすおそれがあるため。また、本件は生徒への聞き取り内容を記録したものであり、開示することが前提となると、率直な意見の表明を躊躇するなどにより、生徒指導等の学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p>
44	別添8 ○年○組、生物班、弦楽班からの聞き取り内容	<p>学年、クラス名、番号、氏名、班、追加部分聞き取り内容に関する記載全て</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該</p>

		<p>当)</p> <p>委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、会議内での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の会議運営に支障を及ぼすおそれがあるため。また、本件は生徒への聞き取り内容を記録したものであり、開示することが前提となると、率直な意見の表明を躊躇するなどにより、生徒指導等の学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
45	別添 9 当 該生徒保護 者が確認要 求した（37 ＋ 5 項目） の聞き取り 内容	<p>(1) シリアル、学年、組・番号、氏名、班、回答内容</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、会議内での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の会議運営に支障を及ぼすおそれがあるため。また、本件は生徒への聞き取り内容を記録したものであり、開示することが前提となると、率直な意見の表明を躊躇するなどにより、生徒指導等の学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>(2) 「アンケート記述内容」「保護者（遺族）の指摘内容」欄の氏名、クラス、所属</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p>

46	別添 15 T w i t t e r への書き 込み（概要 版）	項目、欄外への記載 当該報告には、報告書の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障をきたすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）
47	資料 4 の 1 いじめ防止 対策推進法 の規定によ る重大事態 の発生及び 学校におけ る調査の経 緯等につい て	注釈部分 当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）
48	資料 4 の 2 いじめ防止 対策推進法 の規定によ る重大事態 の発生につ いて（報告）	(1)・「2 (5) イ」 ・「4」〇月〇日の「学校の対応」 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当） (2)「4」の〇月〇日「学校の対応」4 つめの〇 当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）
49	資料 4 の 4 平成〇〇年 〇月〇日付 〇〇〇〇高 第 1499 号 「いじめ防 止対策推進 法の規定に よる重大事 態に関する 調査結果に	(1)「3 (4)」「学校対応」のうち、〇月〇日の下部、〇月〇日 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当） 教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、教育庁内部での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 5 号に該当） 教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及

	<p>ついて（報告）」</p>	<p>ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>（2）「4（1）⑥」二段落目</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障をきたすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>（3）「4（3）」</p> <p>開示することにより、捜査に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 4 号に該当）</p> <p>（4）・「3（4）」○月○日の「当該生徒の保護者等」及び学校の対応、○月○日の「当該生徒の保護者等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「4（4）」記者の所属・氏名 ・「4（5）」別添 3 タイトル <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>（5）「5（1）」三段落目及び「6」三段落目</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
50	<p>東京都教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会（第 1 回）（記録）</p>	<p>（1）「5（1）、（3）」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあるため。</p>

		<p>り、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>(2)「5 (2)」氏名</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p>
51	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会（第 2 回）（記録）	<p>(1)「5 (1)、(3)」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>(2)「5 (2)」氏名、班</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p>
52	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会による聞き取り調査記録 1	<p>5 聞き取り内容記録の全て</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16</p>

		<p>条第5号に該当)</p> <p>部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。また、本件は関係者への聞き取り内容を記録したものであり、開示することが前提となると、率直な意見の表明を躊躇するなどにより、学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第16条第6号に該当）</p>
53	学級日誌 (平成〇〇年〇月〇日)	<p>生徒の筆跡</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p>
54	学習日誌 (平成〇〇年〇月〇日)	<p>生徒の筆跡</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p>
55	学級日誌 (平成〇〇年〇月〇日)	<p>生徒の筆跡</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p>
56	学級日誌 (平成〇〇年〇月〇日)	<p>生徒の筆跡</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p>
57	学級日誌 (平成〇〇年〇月〇日)	<p>生徒の筆跡</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p>
58	学級日誌 (平成〇〇年〇月〇日)	<p>生徒の筆跡</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該</p>

		当)
59	学級日誌 (平成〇〇年〇月〇日)	<p>(1) 生徒の筆跡 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当)</p> <p>(2) 日直のコメント 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当)</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当)</p> <p>(3) 担任より 当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当)</p>
60	学級日誌 (平成〇〇年〇月〇日)	<p>(1) 生徒の筆跡 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当)</p> <p>(2) 日直のコメント 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当)</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当)</p> <p>(3) 担任より 当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提</p>

		<p>となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
61	調査依頼に対する回答	<p>筆跡</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p>
62	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会（第 3 回）（記録）	<p>（1）「5（1）、（3）」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>（2）「5（2）」氏名</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p>
63	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会（第 3 回）終了後遺族説明	<p>氏名</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p>

64	都立〇〇高等学校 臨時保護者会記録	<p>学年・クラス別参加数</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都個人情報保護に関する条例第16条第2号に該当）</p>
65	〇〇〇〇高第1637号 調査部会による生徒への聞き取り調査について（要望）	<p>3枚目以降全て</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第16条第5号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第16条第6号に該当）</p>
66	生徒聞き取り予定（案）	<p>「生徒聞き取り予定（案）」</p> <p>生徒のクラス・班・氏名・右側の記載</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報保護に関する条例第16条第2号に該当）</p>
67	学校提供資料（〇〇高校関係平成〇〇年〇月〇日）	<p>（1）「1 保健室の対応記録」確認内容</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p> <p>（2）「3 生物班活動時の写真に関する顧問の同席や把握状況等」確認内容</p> <p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、</p>

		<p>公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第16条第5号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第16条第6号に該当）</p>
68	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会（第4回）（記録）	<p>5の全て</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第16条第5号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第16条第6号に該当）</p>
69	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会（第4回）終了後遺族説明	<p>氏名</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p>
70	第24回 ○ 学年（○期） 学年会	<p>右下の記載</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p>

		当)
71	学校いじめ 対策委員会 会議録（平 成〇〇年〇 月〇日）	2 生徒への聞き取りについて 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都個人情報保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）
72	学校いじめ 対策委員会 会議録（平 成〇〇年〇 月〇日）	「生徒聞き取り予定（案）」 生徒のクラス・班・氏名・右側の記載 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）
73	対 応 記 録 （〇〇〇〇 くん 保 護 者）	「アンケート記載内容についての聴き取り内容」 「当該生徒保護者が確認要求した（37+5 項目）の聴き取り内容」 シリアル、学年、組・番号、氏名、班 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当） 回答内容 当該資料は、調査部会における資料の一部でもあることから、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、部会内部での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報保護に関する条例第 16 条第 5 号該当）。また、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の会議運営に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当） 開示することが前提となると、率直な意見の表明を躊躇するなどにより、生徒指導等の学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）
74	第 1 回 面 談記録	生徒の苗字 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）

75	学級日誌 (平成〇〇年〇月〇日)	生徒の筆跡 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当)
76	学習日誌 (平成〇〇年〇月〇日)	生徒の筆跡 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当)
77	学級日誌 (平成〇〇年〇月〇日)	生徒の筆跡 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当)
78	学級日誌 (平成〇〇年〇月〇日)	生徒の筆跡 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当)
79	学級日誌 (平成〇〇年〇月〇日)	生徒の筆跡 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当)
80	学級日誌 (平成〇〇年〇月〇日)	生徒の筆跡 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当)

81	<p>学級日誌 (平成〇〇年〇月〇日)</p>	<p>(1) 生徒の筆跡 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当)</p> <p>(2) 日直のコメント 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当)</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当)</p> <p>(3) 担任より 当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当)</p>
82	<p>学級日誌 (平成〇〇年〇月〇日)</p>	<p>(1) 生徒の筆跡 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当)</p> <p>(2) 日直のコメント 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当)</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当)</p> <p>(3) 担任より 当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、</p>

		適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）
83	（起案）平成〇〇年〇月〇日付〇〇〇高第 1135 号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）」	<p>（1）「2（5）イ」「4」〇月〇日及び〇月〇日の「学校の対応」開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>（2）「4」の〇月〇日「学校の対応」4つめの〇</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
84	（起案）平成〇〇年〇月〇日付〇〇〇高第 1499 号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態に関する調査結果について（報告）」	<p>（1）「3（4）」「学校の対応」のうち、〇月〇日の下部、〇月〇日開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、教育庁内部での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>（2）「4（1）⑥」二段落目</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>（3）「4（3）」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>関係機関との連携に関する情報であり、公にすることで当該機関に</p>

		<p>おける事務事業の運営に支障を及ぼすおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>（4）・「3（4）」〇月〇日の「当該生徒の保護者等」及び学校の対応、〇月〇日の「当該生徒の保護者等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「4（4）」記者の所属・氏名 ・「4（5）」別添 3 タイトル <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>（5）「5（1）」三段落目及び「6」三段落目</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
85	別添 1 原因確認のための調査計画	<p>調査内容 1</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>実施時期・方法等</p> <p>当該資料は、調査部会における資料の一部でもあることから、委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、会議内での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 5 号に該当）。また、委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の会議運営に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>

86	別添 7 ア アンケートの 記載内容に ついての聴 き取り内容	<p>シリアル、学年、組・番号、氏名、回答内容</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>当該資料は、調査部会における資料の一部でもあることから、委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、会議内での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の会議運営に支障を及ぼすおそれがあるため。また、本件は生徒への聞き取り内容を記録したものであり、開示することが前提となると、率直な意見の表明を躊躇するなどにより、生徒指導等の学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
87	別添 8 ○ 年○組、生 物班、弦楽 班からの聴 き取り内容	<p>学年、クラス名、番号、氏名、班、追加部分聞き取り内容に関する記載全て</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>当該資料は、調査部会における資料の一部でもあることから、委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、会議内での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の会議運営に支障を及ぼすおそれがあるため。また、本件は生徒への聞き取り内容を記録したものであり、開示することが前提となると、率直な意見の表明を躊躇するなどにより、生徒指導等の学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>

88	別添 9 当該生徒保護者が確認要求した（37＋5項目）の聴き取り内容	<p>シリアル、学年、組・番号、氏名、班、回答内容</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>当該資料は、調査部会における資料の一部でもあることから、委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、会議内での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の会議運営に支障を及ぼすおそれがあるため。また、本件は生徒への聞き取り内容を記録したものであり、開示することが前提となると、率直な意見の表明を躊躇するなどにより、生徒指導等の学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
89	別添 15 T w i t t e r への書き込み（概要版）	<p>項目、欄外の記載</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
90	本件生徒に関するアンケート（生徒が回答した個票）	<p>筆跡・チェック欄</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>当該資料は、調査部会における資料の一部でもあることから、委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、会議内での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の会議運営に支障を及ぼすおそれがあるため。また、本件は生徒への聞き取り内容を記録したものであり、開示することが前提となると、率直な意見</p>

		の表明を躊躇するなどにより、生徒指導等の学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）
91	事故発生等 連絡票（第 1 報）（高等 学校）	<p>（1）生徒名、学年、クラス 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>（2）当該生徒の性格評価 教育庁における所見であり、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
92	メール文書 （〇〇年〇 月〇日月曜 日 11 : 33）	<p>パスワード セキュリティに関する情報であり、開示することにより、保有情報の保護に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号）</p>
93	事故発生等 連絡票（第 2 報）（高等 学校）	<p>（1）生徒名、学年、クラス、担任教諭に関する記述 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>（2）当該生徒の性格評価、【第 2 報】 5 点目 教育庁における所見であり、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
94	メール文書 （〇〇年〇 月〇日月曜	<p>パスワード セキュリティに関する情報であり、開示することにより、保有情報の保護に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する</p>

	日 17 : 11)	る条例第 16 条第 6 号)
95	事故発生等 連絡票 (第 3 報) (高等 学校)	<p>(1) 生徒名、学年、クラス、担任教諭に関する記述 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの 又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるためであるため (東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当)</p> <p>(2) 当該生徒の性格評価、【第 2 報】 5 点目 教育庁における所見であり、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当)</p>
96	メール文書 (〇〇年〇 月〇日月曜 日 19 : 54)	<p>パスワード セキュリティに関する情報であり、開示することにより、保有情報の保護に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号)</p>

97	要請訪問報 告書 (緊急 支援) (平成 〇〇年〇月 〇日分)	<p>「6 所員の対応内容」 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号該当)</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号該当)</p>
98	要請訪問報 告書 (緊急 支援) (平成 〇〇年〇月 〇日分)	<p>「6 所員の対応内容」 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p>

		<p>む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号該当）</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号該当）</p>
99	要請訪問報告書（緊急支援）（平成〇〇年〇月〇日分）	<p>「6 所員の対応内容」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号該当）</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号該当）</p>
100	要請訪問報告書（緊急支援）（平成〇〇年〇月〇日分）	<p>「1 訪問者」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）ため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号該当）</p> <p>「6 所員の対応内容」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号該当）</p>

		当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号該当）
101	要請訪問報告書（緊急支援）（平成〇〇年〇月〇日分）	<p>「6 所員の対応内容」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号該当）</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号該当）</p>
102	要請訪問報告書（緊急支援）（平成〇〇年〇月〇日分）	<p>「6 所員の対応内容」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号該当）</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号該当）</p>
103	要請訪問報告書（緊急支援）（平成〇〇年〇月〇日分）	<p>「6 所員の対応内容」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、</p>

		<p>開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都個人情報保護に関する条例第16条第2号該当）</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報保護に関する条例第16条第6号該当）</p>
104	要請訪問報告書（緊急支援）（平成〇〇年〇月〇日分）	<p>「1 訪問者」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）ため（東京都個人情報保護に関する条例第16条第2号該当）</p> <p>「6 所員の対応内容」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都個人情報保護に関する条例第16条第2号該当）</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報保護に関する条例第16条第6号該当）</p>
105	要請訪問報告書（緊急支援）（平成〇〇年〇月〇日分）	<p>「1 訪問者」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）ため（東京都個人情報保護に関する条例第16条第2号該当）</p> <p>「6 所員の対応内容」</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請</p>

		<p>求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため(東京都個人情報保護に関する条例第16条第2号該当)</p> <p>当該報告には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため(東京都個人情報保護に関する条例第16条第6号該当)</p>
--	--	---

【非開示決定】

106	本件事故に関し、東京都教育委員会が作成し文部科学省宛てに提出した「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に関する書面その他文部科学省宛てに提出した書面	請求に係る保有個人情報は、作成及び取得しておらず、存在しないため
107	本件事故に関する東京都教育委員会と文部科学省とのやり取りに係る文書(メール文書を	請求に係る保有個人情報は、作成及び取得しておらず、存在しないため

	含む。)	
108	いじめ問題 対策委員会 までの進行 計画（〇月 〇日現在）	<p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、教育庁内部での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
109	別添 3 生 物班〇〇君 からの聴き 取り内容	<p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、会議内での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の会議運営に支障を及ぼすおそれがあるため。また、本件は生徒への聞き取り内容を記録したものであり、開示することが前提となると、率直な意見の表明を躊躇するなどにより、生徒指導等の学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
110	別添 6 〇 月〇日（〇） 実施のアン ケート結果 （全校生徒 分）	<p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、会議内での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の会議運営</p>

		に支障を及ぼすおそれがあるため。また、本件は生徒への聞き取り内容を記録したものであり、開示することが前提となると、率直な意見の表明を躊躇するなどにより、生徒指導等の学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）
111	別添 10 教員からの 聞き取り内 容	<p>委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、会議内での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報保護に関する条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の会議運営に支障を及ぼすおそれがあるため。また、本件は教員への聞き取り内容を記録したものであり、開示することが前提となると、率直な意見の表明を躊躇するなどにより、学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
112	第 2 回 部 員作成資料	<p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
113	第 3 回 部 員作成資料	<p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、発言内容が公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人</p>

		情報保護条例第 16 条第 6 号に該当)
114	協力依頼への回答状況	<p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
115	第 3 回 部員作成資料 2	<p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
116	第 3 回 部員作成資料 3	<p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあるため。</p>

		り、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 6 号に該当）
117	伏字の内容	<p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
118	第 4 回 部員作成資料 1	<p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 6 号に該当）</p>

119	第 4 回 部 員作成資料 2	<p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
120	第 4 回 部 員作成資料 3	<p>中立性を前提に検討すべき本部会の内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、非公開であることを前提に忌憚のない発言や議論が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言や議論となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 5 号に該当）</p> <p>部会の検討の過程が明らかになることで、公正な判断が行われなくなるおそれがあるため。また部員及び部会の見解に当たるもので、公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
121	東京都教育 委員会いじ め問題対策 委員会調査 部会による 聞き取り調 査記録	<p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）</p> <p>中立性を前提に検討すべき本部会の検討内容が公になることにより、自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため。また、本聞き取り内容は非公開であることを前提に忌憚のない発言が行われているもので、公になることにより、当たり障りのない発言となり、本部会の設置目的を果たせないおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第 16 条第 5 号に該当）</p>

		<p>公にすることで自由かつ率直な議論や意見交換が妨げられるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。また、本件は生徒への聞き取り内容を記録したものであり、開示することが前提となると、率直な意見の表明を躊躇するなどにより、生徒指導等の学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報保護条例第16条第6号に該当）</p>
122	写真及び映像（既に情報提供しているものを除く。）	作成及び取得していないため
123	別添3 ○ ○○○○○ からの聞き取り内容	<p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>当該資料は、調査部会における資料の一部でもあることから、委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、会議内での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第5号に該当）。また、委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の会議運営に支障を及ぼすおそれがあるため。また、本件は生徒への聞き取り内容を記録したものであり、開示することが前提となると、率直な意見の表明を躊躇するなどにより、生徒指導等の学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p>
124	別添6 ○ 月○日（○） 実施のアンケート結果 （全校生徒分）	<p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当）</p> <p>当該資料は、調査部会における資料の一部でもあることから、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、部会内部での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第16条第5号に該当）。また、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の会議運営に支障を及ぼ</p>

		<p>すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>開示することが前提となると、率直な意見の表明を躊躇するなどにより、生徒指導等の学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>
125	別添 10 教員からの聴き取り内容	<p>当該資料は、調査部会における資料の一部でもあることから、開示することにより、外部からの干渉や圧力等により、部会内部での自由かつ率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 5 号該当）。また、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の会議運営に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p> <p>開示することが前提となると、率直な意見の表明を躊躇するなどにより、生徒指導等の学校運営に支障を来すおそれがあるため（東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当）</p>